
ブランドポリシー

「星のソムリエ」商標使用に関するガイドライン

本稿においては®を省略しています。

1 基本方針

1.1 本ガイドラインの遵守

特定非営利活動法人星のソムリエ機構(以下、「機構」と呼ぶ)は、機構が運営している星空案内人資格認定制度(以下、「本制度」と呼ぶ)を象徴する「星のソムリエ」の名称を、長年にわたる信用が蓄積したブランドとして、重要な財産であると考えています。

この重要な財産である「星のソムリエ」の価値を守るため、「星のソムリエ」を適切に使用して頂く目的で、本ガイドラインを策定しました。「星のソムリエ」の使用を希望される場合は、このガイドラインを遵守していただきますようお願い申し上げます。

また、本制度の実施団体の皆様、本制度に基づく星空案内人および準案内人の資格を取得された方あるいは本制度の講座を受講された皆様、その他本制度をサポートして下さる皆様には「星のソムリエ」の名称を重要な財産として守ってくださる立場でご協力のほどお願い申し上げます。

1.2 不当な行為等に対する対処

「星のソムリエ」の価値を不当に利用する行為や希釈化させる以下の行為に対しては、機構が厳正に対処いたします。

- (1) 機構あるいは本制度が提供している商品やサービスであると誤解を与える行為
- (2) 機構あるいは本制度が公認・推奨している商品やサービスであると誤解を与える行為

- (3) 本制度に基づく星空案内人および準案内人の資格を取得された方が提供している商品やサービスであると誤解を与える行為
- (4) 本制度に基づく星空案内人および準案内人の資格を取得された方が公認・推奨している商品やサービスであると誤解を与える行為
- (5) 「星のソムリエ」が一般名称であるかのように誤解を与える行為

2 ルール

2.1 「星のソムリエ」の名称を使用できない場合

- (1) 機構が認証する本制度の実施団体以外の団体または個人が行う資格認定や試験の名称として、または、名称の一部として「星のソムリエ」を使用しないでください。
- (2) 会社名（商号）や事業者名などの組織（個人で運営するものの名称も含まれます）の名称として、または名称の一部として「星のソムリエ」を使用しないでください。

ただし、本制度に基づく星空案内人および準案内人の資格を取得された方が中心となって組織したグループやサークルの名称として「星のソムリエ」を使用する場合は、次節に定める許諾を得ることによって使用することができます。この場合、以下の(3)のルールは適用されません。
- (3) ソーシャルメディアのアカウント名として、またはアカウント名の一部として「星のソムリエ」を使用しないでください。
- (4) 「星のソムリエ」または「星のソムリエ」を一部に含む商標について商標登録出願をしないでください。
- (5) 機構が禁止する態様（次節2.2参照）で「星のソムリエ」を使用しないでください。

2.2 機構の許諾が必要な「星のソムリエ」の名称の使用

(1) 以下のいずれかの目的で「星のソムリエ」の使用を希望する場合は、「星のソムリエ」の使用許諾申請の手続きを行ってください。(方法については末尾の付記3を参照ください。) 使用許諾にあたって規定により費用が発生する場合があります。

- a. 講座や観望会、書籍、事務用品、ソフトウェア、玩具、旅行の手配、宿泊施設の提供等の商品・サービスの名称の中に「星のソムリエ」を使用する。
- b. ウェブサイトの名称の中に「星のソムリエ」を使用する。
- c. アプリの名称やアイコンの中に「星のソムリエ」を使用する。
- d. 商品・サービス やウェブサイト、アプリ、ソーシャルメディアにおいて提供するコンテンツの内容の説明のために「星のソムリエ」を使用する。ソーシャルメディアにおけるハッシュタグやアイコンでの使用も含みます。
- e. 本制度に基づく星空案内人および準案内人の資格を取得された方が中心となって組織したグループやサークルの名称として「星のソムリエ」を使用する。

※ ここで言う商品・サービスの種類については末尾の付記2を参照ください。

また、使用許諾にかかる費用については末尾の付記1を参照ください。

※ 小規模の講座や観望会については、非営利目的であり、かつ、参加者(お客様)の数が概ね50人を超えない場合は、本項目で定めた許諾申請を省略することができます。詳しくは、本制度ホームページの中の“商標「星のソムリエ」のページ”に掲載されているQandAのコーナーをお読みください。

(2) 前項(1)のa.~e.のいずれかの目的で「星のソムリエ」を使用する場合は、使用許諾申請の手続きを行うほか、以下の項目を遵守してください。

- a. 「星のソムリエ」が登録商標であることを示すために、使用する媒体を問わず、アルファベットのRを円で囲った「®」を付記してください。
- b. 「星のソムリエ」を表示した媒体には、下記の帰属文を、「星のソムリエ」を表示した場所から離れすぎない位置に十分に見える大きさで表示してください。

星のソムリエ® は、特定非営利活動法人星のソムリエ機構が管理・運用する商標です。

- c. 「星のソムリエ」を表示した媒体には、商品やサービスなどの内容について機構のサポートや承認を得ていないことを示すため、下記の文言を適当な大きさで表示してください。

このコンテンツの企画・運営に特定非営利活動法人星のソムリエ機構が関わったものではありません。

- d. 「星のソムリエ」を以下の態様では使用しないでください。
 - 1. 「星のソムリエ」を表示する媒体の中で「星のソムリエ」を最も目立たせて表示させること。（「星のソムリエ」は、商品やサービスなどの提供者名・ブランド名などの他の要素と同じ大きさかそれより小さく表示してください。）

2.3 機構の許諾が必要ない「星のソムリエ」の名称の使用

- (1) 「星のソムリエ」を以下のいずれかの目的において使用する場合は、使用許諾申請の手続きは必要ありません。
 - a. 機構が認証する本制度の実施団体が本制度に定められた講座を実施する際に使用する場合。
 - b. 本制度に基づく星空案内人および準案内人の資格を取得された方が自らを「星のソムリエ」と呼ぶ場合。

2.4 上記ルールのいずれにも該当しない場合

本ガイドラインで取り上げた場合のいずれにも該当しない目的で「星のソムリエ」の名称の使用を希望する場合は、

starrysky@star-sommelier.org

にお問い合わせください。

2.5 その他

- (1) 本ガイドラインに反した「星のソムリエ」の使用を発見した場合、その他、機構が不適切な使用と判断した場合は、適正な使用をしていただくよう是正を求めさせていただきます。また、悪質な使用と判断した場合は、法的措置を含めた対応を検討させていただきます。
- (2) 以下に該当するような第三者の行為を発見した場合は
starrysky@star-sommelier.org
までお知らせいただけますようお願い申し上げます。
 - a. 機構が提供している商品やサービス等であると誤解を与えるような行為。
 - b. 当機構が承認・推奨していると誤解を与えるような行為。
 - c. その他本ガイドラインの規定に反する行為。
- (3) 本ガイドラインは、今後、予告なく変更することがあります。

3 具体例

基本方針およびルールは上記のとおりですが、具体的な事例においてどのようにすればよいかわかりにくい場合もあると思います。ここでは、具体例を、全てではありませんが、挙げて追加説明いたします。参考にしてください。

3.1 商標利用の Q&A

これまでにいただいた皆様からのご質問とその回答を本制度ホームページに Q&A コーナとして掲載しています。ご利用ください。(ホームページの URL はこの文書末尾の付記 3 をご覧ください。)

3.2 SNS において資格を持ったご本人が「星のソムリエ」を使用する場合

ルール 2.3(1)b. が適用されますので、SNS (Social Network Services) においても、本制度に基づく星空案内人および準案内人の資格を取得された方が自らを「星のソムリエ」と呼ぶことは、実名で活動されている場合であれば使用許諾を得る必要がありません。

ペンネーム等を用いて活動される場合は、あらかじめペンネーム等を所定のフォームを用いて機構に届け出ることによって使っていただけます。届けられたペンネーム等は本制度のホームページに公開されますので、誰もが資格を持った方であることを確認することができます。届け出のフォームは本制度のホームページにあります。(ホームページの URL はこの文書末尾の付記 3 をご覧ください。)

匿名あるいは届け出をしていないペンネーム等で情報発信される場合は「星のソムリエ」を使うことはできません。

3.3 ガイドライン 2.3(a)b. の規定により許諾なしで「星のソムリエ」を使える立場の者が外部から委託をうけた場合

ルール 2.3(1)b. の規定に従って許諾なしで「星のソムリエ」を使用できる団体または個人が、それ以外の団体や個人から依頼されて星空案内などの活動（主催でなく協力）をする場合の許諾については、活動の主催者（依頼者）は許諾を必要とする立場あるので、ガイドラインに定める通り、申請及び許諾を必要とします。くわしい説明が、Q&A コーナとして掲載していますので参照ください。

3.4 バッチやジャンパーなど物品に「星のソムリエ」を使用する場合

バッチやジャンパーなど物品に「星のソムリエ」を使用する場合は使用許諾が必要です。また、許諾を得た場合にも商標の使い方には制限がありますので、本ガイドラインに示されている使用方法に従ってください。特に、商標のマーク ® を必ず付すようにしてください。

なお、特別な使い方で、ガイドライン 2.3(1) に該当する場合は許諾を要しない場合があります。詳しくは、Q&A コーナとして掲載していますので参照ください。

付記 1：使用許可申請の手順

本制度のホームページは以下です：

<https://sites.google.com/site/hoshizoraannaishikakunintei/>

● 使用許可申請書の提出

- ・本制度のホームページから“商標「星のソムリエ」”のページにお進みください。
- ・最新の使用許可申請書をダウンロードしてお使いください。
- ・使用許可申請書に必要事項を記載してください。記入方法については申請書様式にも記載していますが、同じページの QandA のコーナーが参考になります。
- ・使用許可申請は、講演会、観望会、イベント等の活動(以下「活動」)ごとに作成してください。期間は広報の開始日から活動の終了までとなります。します。ただし、活動が継続的に行われる場合(たとえば、ある場所で年間を通して複数回の星空案内をおこなうなどの場合)は、活動ごとに申請するのは煩雑ですので一括して一つの申請にまとめることができます。この場合、期間は広報開始から一年とします。必要に応じて、毎年更新してください。
- ・営利性がある場合は有償となります。
- ・記入した使用許可申請書を以下のメールアドレスに送ります。メールには「星のソムリエ」を使用したい旨の文章を添えてください。
starrysky@star-sommelier.org

● ガイドラインを読んでもよくわからない時

- ・本制度のホームページから“商標「星のソムリエ」”のページにお進みください。
- ・商標についての Q&A のコーナーへのリンクがありますのでそちらをクリックください。

- SNS等でのペンネームなどの登録をしたい時

- ・本制度のホームページから“商標「星のソムリエ」”のページにお進みください。

- ・ペンネーム・ニックネーム等の登録のフォームへのリンクがあるので、そちらをクリックください。

付記2：有償許諾の場合の商標使用の費用について

(1) 一つの活動について1区分あたり月額1,000円です。区分については付記3を参照。

(2) 一括申請の場合は、39類、41類、43類全体をカバーし年額10万円です。ただし、小規模施設の場合は1区分について年額12,000円とします。

※小規模施設とは1日の従業員数がパートを含め10名以下であるか、地域が概ね一つの都道府県の範囲内に収まる活動の場合を指します。

付記3：星空案内人と星のソムリエの商標権の区分

星のソムリエが商標登録されているのは以下の区分です。

星のソムリエ：第9、16、28、41類 商標5151314号

星空案内人 星のソムリエ：第39、43類 商標5297462号

第9類 測定機械器具, 写真機械器具, 映画機械器具, 光学機械器具, 電気通信機械器具, 電子出版物

第16類 文房具類, 印刷物

第28類 玩具, 人形

第39類 観光業務, 主催旅行の実施, 旅行の手配, 旅行者のための座席の予約, 旅行者の添乗又は案内, 輸送の媒介又は取次ぎ, 旅客輸送, 輸送, 運送, 貨物の発送, メッセージ又は小荷物の速配, 乗物の貸与, 道路交通情報の提供, 道順情報の提供, 駐車場の提供, 駐車場の管理

第41類 技芸・スポーツ又は知識の教授, セミナーの企画・運営又は開催, 電子出版物の提供, 図書及び記録の供覧, 書籍の制作, 教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作 (映画・放送番組・広告用のものを除く。), 図書の貸与, レコード又は録音済み磁気テープの貸与, 録画済み磁気テープの貸与

第43類 キャンプ場施設の提供, 宿泊施設の提供, 宿泊の予約の取次ぎ, 宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ, 動物の宿泊施設の提供, 動物の一時預かり, 飲食物の提供, 展示・会議・集会のための施設の提供, 講演会場の提供, テントの貸与, ハンモックの貸与, 寝具類の貸与, 屋内装置品の貸与

第39類および第43類については、「星空案内人」も商標登録されていますが、「星空案内人」については従来通り星空を愛好する多くの方に自由に使っていただきたいと考えています。万一、上記区分に関して「星空案内人」が不適切に使われることがあった場合、星空を愛好して星空案内する皆様の立場に立って商標権の及ぶ範囲内で不適切な使用の是正措置をとることができると考えています。

gl7.tex (2023.6.x)